

津山税務署からのお知らせ

★平成23年分の所得税の申告・納税は、

平成24年3月15日(木)までです。

納税には、便利・安心・確実な **口座振替** をご利用ください。

★申告会場の開設日程について

地 区	開 設 日	相 談 時 間	会 場 名
管内全域	2月1日～3月15日	9:00～17:00 (受付時間 9:00～16:00)	津山税務署

※駐車場には限りがありますので、来署の際はできるだけ公共交通機関をご利用ください。

イータックス

★申告書の作成・提出はe-Taxまたは郵送等で！

確定申告期間中の申告会場は混雑が予想されます。

申告書はご自分で作成され、「**国税電子申告・納税システム(e-Tax)**」又は**郵送等**により提出されることをお勧めします。

○国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」を利用すれば、所得税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができます。しかも、24時間ご利用いただけます。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

※ご利用条件などの詳細は、画面にてご確認ください。

イータックス

★国税の申告・納税等の手続はe-Taxで！

「**国税電子申告・納税システム(e-Tax)**」なら、自宅やオフィスで国税の申告、納税等の手続きができます。しかも、1月16日から3月15日の間は24時間ご利用可能！
ますます便利なe-Taxを、ぜひご利用ください。

e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

★申告書の提出前に今一度を確認を

確定申告書を提出される前に、記載(入力)内容及び添付書類について今一度確認していただきますようお願いします。

- 氏名・フリガナ、住所、生年月日等の記載(入力)漏れはありませんか？
- 収入・所得金額、各種控除額、所得税額等の記載(入力)漏れはありませんか？
- 添付書類の漏れはありませんか？

★電子交付を受けた「給与所得の源泉徴収票」について

電子交付を受けた「給与所得の源泉徴収票」は、プリントアウトして所得税の確定申告書類として添付することはできません。

「給与所得の源泉徴収票」を確定申告書に添付する場合は、書面により交付を受けてください。

確定申告に関するお問い合わせ先

津山税務署 (〒708-8657 津山市田町67) ☎0868-22-3147